

第8章 悪臭

悪臭は、騒音や振動と同様感覚公害の一種で、人の嗅覚により直接感じられるうえ、発生源が比較的身近にあることが多く、毎年多数の苦情が県及び市町村によせられている。

悪臭物質は、一般的に極めて低濃度でも人の嗅覚によって感知され、また様々な悪臭物質が複合している場合が多いことから、原因を特定することが比較的困難である。

第1節 悪臭の現状

1. 苦情の実態

11年度の悪臭に係る県及び市町村での苦情受付件数は、876件となっている（図2-8-1）。

図2-8-1 悪臭に係る苦情の発生源別受付件数（11年度）

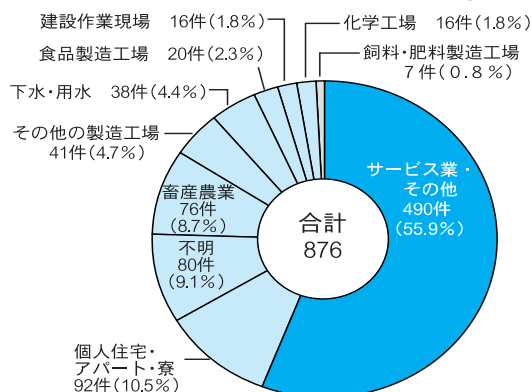


表2-8-1 畜産産業に係る悪臭問題発生件数

区分		年度							
		4	5	6	7	8	9	10	11
悪臭問題発生件数(A)		110	102	141	105	112	104	104	90
内訳	豚	37	26	35	41	37	25	22	18
	採卵鶏	16	27	12	12	20	19	17	9
	ブロイラー	0	2	2	2	1	2	2	2
	乳用牛	51	40	86	46	53	57	55	56
	肉用牛	3	2	3	2	1	1	6	3
	その他	3	5	3	2	0	0	2	2
環境汚染問題発生件数(B)		214	213	250	206	167	194	198	177
A / B × 100 (%)		51.4	47.8	56.4	51.0	67.1	53.6	52.5	50.9

(注) 畜産経営環境保全総合対策指導事業調査結果による。

これを発生源別にみるとサービス業・その他が55.9%と最も多く、次いで個人住宅・アパート・寮が10.5%で、11年度も野焼きに関する苦情が多くなっている。

2. 畜産農業に係る悪臭

畜産農業を原因とする悪臭問題は、家畜飼養規模の拡大、宅地開発等による混在化の進展等により、都市部に限らず農村部においても発生している。

近年の悪臭問題発生件数は、年度により多少の増減はあるもののほぼ横ばいの状況にあり、畜産環境問題の中で最も多く、全体の50～60%を占めている（表2-8-1）。

第2節 悪臭防止対策

悪臭に関する規制及び指導は、「悪臭防止法」、市町村の「環境保全（公害防止）条例」及び県が56年に策定した「悪臭防止対策の指針」に基づき市町村が行っている。

県は、その円滑な運用を図るため測定等について技術指導を実施している。

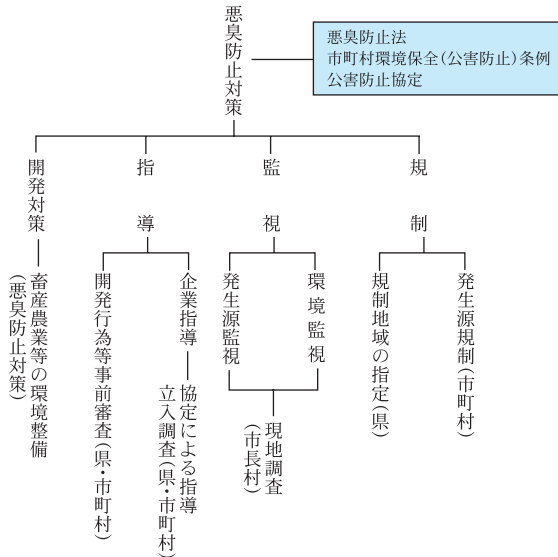
悪臭防止対策の体系は図2-8-2のとおりである。

1. 規制及び監視

(1) 悪臭防止法に基づく規制・監視

「悪臭防止法」では、知事が住民の生活環境を保

図2-8-2 悪臭防止対策体系図



全すべき地域を指定し、地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭の物質の濃度について、規制基準を設定することとされている。47年5月に「悪臭防止法施行令」でアンモニア等5物質が特定悪臭物質として指定されたのを初めとして、順次、政令の改正により特定悪臭物質が追加されてきた。12年3月末現在、指定されている22物質とその規制基準は表2-8-2のとおりである。また、6年4月「悪臭防止法施行規則」等の改正により、これまでの敷地境界及び排出口における規制基準に加えて、新たに排水水中の規制基準を硫黄系4物質(硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル)について表2-8-2のとおり定め、8年7月1日から施行している。

なお、本県の地域指定状況は図2-8-3のとおりで、12年9月現在、30市17町3村の「都市計画法」に基づく用途地域を中心に指定している。一方、市町村長は規制地域において、特定悪臭物質の測定調査及び規制を行っており、11年度は、法に基づく改善勧告が1件あった。

(2) 市町村環境保全(公害防止)条例に基づく規制・監視

市町村では「環境保全(公害防止)条例」により、法適用対象外の悪臭について規制を行っている。

県は、市町村が行うこれらの規制等について技術的な指導を行うこととしている。

表2-8-2 特定悪臭物質の規制基準

(1) 敷地境界

物質名	規制基準(ppm)	物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1	トルエン	10
メチルメルカプタン	0.002	キシレン	1
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9
トリメチルアミン	0.005	プロピオンアルデヒド	0.05
アセトアルデヒド	0.05	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
スチレン	0.4	イソブチルアルデヒド	0.02
プロピオン酸	0.03	ノルマルバレールアルデヒド	0.009
ノルマル酪酸	0.001	イソバレールアルデヒド	0.003
ノルマル吉草酸	0.0009	イソ吉草酸	0.001

(注) 千葉市は独自に基準を定めている。

(2) 排出口(流量の許容限度)

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q:流量(温度0、1気圧の状態に換算したm³/時)

He:補正された排出口高さ(m)

Cm:上記敷地境界での規制基準(ppm)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、の13物質が対象。

(3) 排水水

物質名	規制基準 排水量(m ³ /秒)	規制基準濃度(mg/.)		
		0.001m ³ /秒以下	0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1m ³ /秒を超える
メチルメルカプタン	0.03	0.007	*0.001	
硫化水素	0.1	0.02	0.005	
硫化メチル	0.3	0.07	0.01	
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03	

(注) 1. *メチルメルカプタンについては、当分の間0.002mg/とす。
2. 千葉市は独自に基準を定めている。

2. 指導

(1) 「悪臭防止対策の指針」に基づく指導

悪臭苦情に対しては、「悪臭防止法」や市町村の「環境保全(公害防止)条例」による規制だけでは

必ずしも十分対処できない状況にある。

この理由としては、

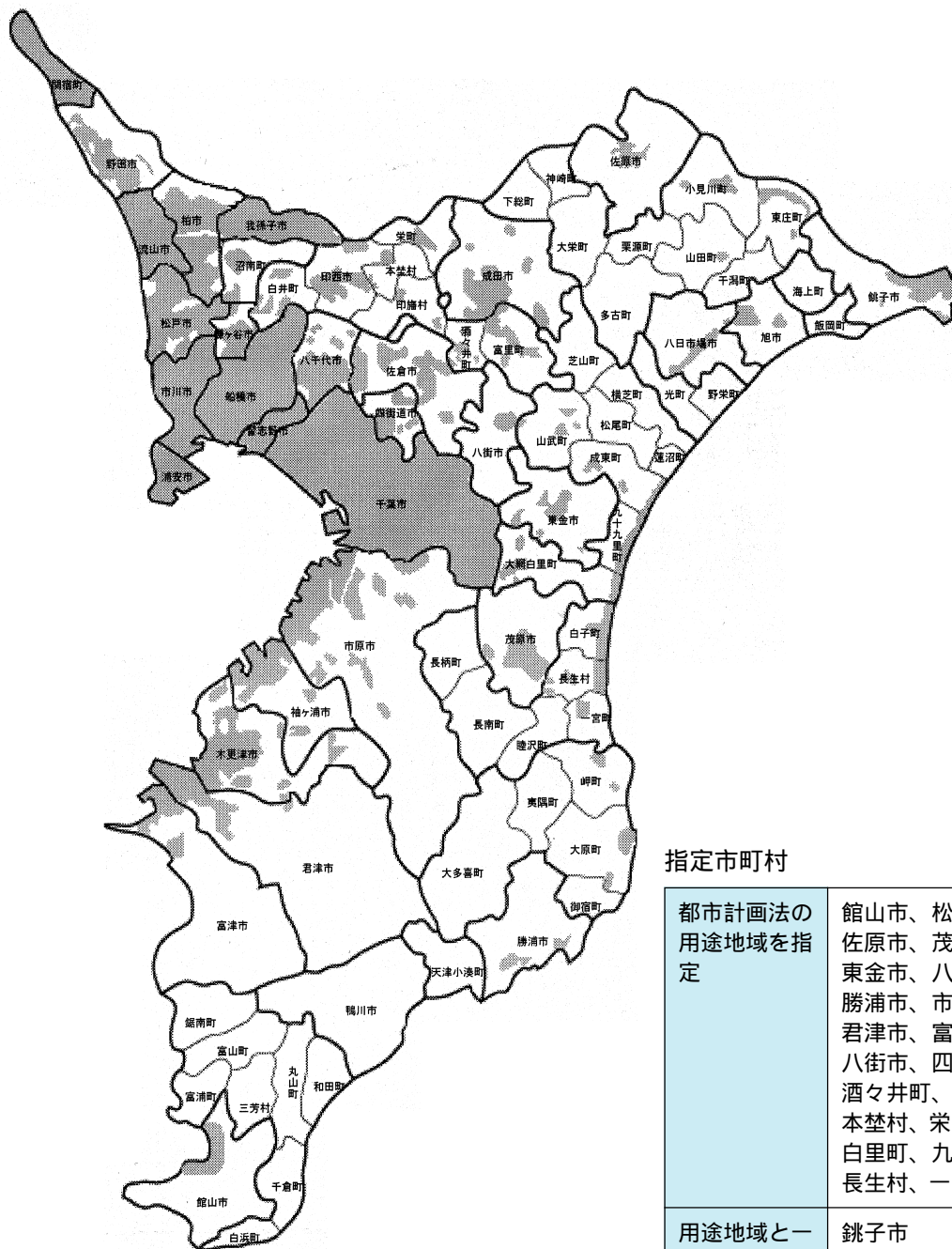
ア 法では、特定の物質について基準を定め、それぞれ規制する方法をとっているが、実際には低濃度の物質が複合して悪臭となることが多く、また、法規制物質以外の物質が悪臭とな

ることが大半であること。

イ 市町村の「環境保全(公害防止)条例」では、規制基準を具体的な数値で示していないこと等が挙げられる。

そこで県では、これらを補完するものとして56年6月に、人の嗅覚を用い、複合臭も客観的に評価

図2-8-3 悪臭防止法に基づく指定地域図



指定市町村

都市計画法の用途地域を指定	館山市、松戸市、木更津市、野田市 佐原市、茂原市、成田市、佐倉市 東金市、八日市場市、旭市、柏市 勝浦市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市 君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市 八街市、四街道市、印西市、沼南町 酒々井町、富里町、印旛村、白井町 本埜村、栄町、小見川町、東庄町、大網 白里町、九十九里町、成東町、山武町、 長生村、一宮町、白子町、大原町、岬町
用途地域と一部の地域を指定	銚子市
市町の全域を指定	千葉市、市川市、船橋市、習志野市 流山市、我孫子市、関宿町
町の一部の地域を指定	山田町

悪臭

表2-8-3 三点比較式臭袋法による指導目標値
(臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域(工業団地を除く)	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

(注)臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気ですら臭気を感じなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

できる官能試験法(*三点比較式臭袋法)と工場・事業場の悪臭防止対策の指導目標値(表2-8-3)を示した「悪臭防止対策の指針」を作成し、市町村に対して測定体制の整備拡充について指導するとともに、この測定法についての技術研修を継続的に行っている。

また、本指針は、工場・事業場の立地、増設に係る事前審査に際し、悪臭防止対策の指導基準としても活用している。

(2) 公害防止協定に基づく指導

細目協定の中で、悪臭に関しては『大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度』を環境目標として三点比較式臭袋法による協定値を定め、悪臭の防止について指導している。

また、これらの工場が施設を新・増設若しくは変更する場合には、その計画内容を事前に県及び関係市と協議することとしており、その内容を審査のうえ必要な指導を行っている。

11年度の事前協議件数は50件であった。

(3) 工場立地等各種開発行為の事前審査による指導

協定工場以外の工場が県及びその関係機関の造成した工業団地等に進出する場合、県は計画内容を事前に審査し、環境保全のため必要な対策を講じるよう指導を行っている。

11年度の事前審査件数は17件であった。

3. 今後の対策

(1) 規制地域の拡大

「悪臭防止法」に基づく悪臭規制地域の指定については県は、「都市計画法」に基づく用途地域を中心に実施しており、これまでに悪臭公害の広域化に対処するため、逐次、地域拡大を図ってきた。12年5月、長生村及び白子町を追加指定し、規制地域は30市17町3村となっている。なお、今後とも用途地域の変更等に対応して規制地域の拡大を図ることとしている。

4. 関連対策

(1) 畜産農業に係る対策

畜産農業を原因とする悪臭を防止するためには、各畜産農家が飼養頭数に見合った家畜ふん尿処理施設を保有し、適切な管理を行うとともに、日常から畜舎内外の清掃美化について配慮が必要である。

このため、県では各種補助事業を実施し、共同利用等による家畜ふん尿処理施設の設置や機械の導入、更には還元農用地の整備を積極的に推進するほか、個人の機械や施設については、制度資金、畜産環境整備リース事業等により導入を推進している。

また、各支庁ごとに設置している地域畜産経営環境保全推進指導協議会を中心に、実態調査、現地指導、講習会等により家畜ふん尿の処理に関する指導啓発を行うとともに、悪臭問題解決へ向けて適切な対応を講じている。

(2) 東京湾広域異臭対策

近年、東京湾沿岸部で都市ガス臭に似た異臭が発生し、関係市、消防署、ガス会社等に多くの苦情、問い合わせが寄せられている。

苦情の分布や発生時の気象等からみて、この異臭は東京湾上から海風により運ばれてくる物質に起因するものと推察される。

県では、市等関係機関と協力し、情報収集体制及び異臭物質の採取、分析体制を整備し、関係機関と連携し、原因の究明、その防止策について検討を行っている。